

生活あんしんサービス提供に伴う請求などに関する規約

第1条 規約の適用

本規約は、近鉄ケーブルネットワーク株式会社（以下「KCN」という）と、「生活あんしんサービス利用規約・規定集」を承諾し、KDDI株式会社（以下「KDDI」という）よりKCNを介して生活あんしんサービス（以下「本サービス」という）の提供を受ける者との間における、料金の請求などについて適用されます。

2 KCNおよびKDDIがホームページその他の手段により通知する事項も、この規約の一部を構成するものとします。

第2条 規約の変更

KCNは、本規約を変更することがあります。この場合には、提供条件は変更後の規約によります。

2 KCNが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

3 本規約の規定が、「生活あんしんサービス利用規約・規定集」の規定と矛盾または抵触する場合は、「生活あんしんサービス利用規約・規定集」の規定が本規約の規定より優先して適用されるものとします。

第3条 利用契約

生活あんしんサービスの申し込みは、KCNのテレビサービス、第1種インターネット接続サービス（ケーブルインターネット・光インターネット）、電話（以下「KCN基本サービス」という）のいずれかの契約がある場合に限りします。

2 生活あんしんサービスの利用開始日は、申し込み月の翌月1日からとなります。（KDDIが承認した場合）

3 生活あんしんサービスの利用開始日は、「生活あんしんサービス新規申込受付確認書」にて通知いたします。

4 すべてのKCN基本サービスを解約された場合、生活あんしんサービスは退会となります。

第4条 KDDI に係る債権の譲渡等

KCNは、契約者に「生活あんしんサービス利用規約」に定めるところによりKCNに譲り渡すこととされたKDDIの債権を譲り受け、KCNが請求することを承認していただきます。この場合、KCNは、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第5条 料金

KDDI が提供する本サービスに係る料金は「生活あんしんサービス利用規約」に定めるところによります。

2 生活あんしんサービスの月額利用料金は、KCN基本サービスのご利用料金と合わせて請求いたします。

第6条 請求と支払など

契約者は、各月の本サービスの料金をKCNが指定する期日までに、KCN所定の方法により、支払うものとします。

2 おうちプラン、おうち&自転車パックのお取次サービスご利用によって発生した作業料金は、作業時に当該業者に直接支払うものとします。また、自転車プランの付帯保険については、au損害保険株式会社の取り扱いとなります。

第7条 債権の保全

KCNが第4条（KDDIに係る債権の譲渡等）により譲り受けた債権の保全に際して必要と認めた場合は、契約者に対して、契約者の住所および氏名が確認できる書類、その他債権保全に必要な書類の提出を求めることができるものとします。

第8条 債権回収代行会社などへの回収業務の委託等

契約者が本サービスの料金その他の債務について支払いを怠った場合は、本サービスの提供を受けることができない場合があること、およびKCNが債権回収代行会社へ債務の回収業務を委託する場合があることを契約者は予め承諾するものとします。

第9条 紛争の処理

本サービスについて、KCNと契約者の間に紛争が生じた場合、奈良地方裁判所を第一審の管轄裁判所として解決を行います。

第10条 定めなき事項

本規約に定めなき事項が生じた場合、KCNおよび契約者は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。